

訪問看護医療情報連携加算に係る揭示事項

当訪問看護ステーションでは、在宅での療養を行っている利用者様に迅速かつ適切な看護を提供するため、地域の連携機関とICTを用いて診療情報を常時共有・確認できる体制を構築しております。これに伴い、地方厚生局長に届け出を行った上で、令和8年6月より下記の通り算定させていただきます。

訪問看護医療情報連携加算 1,000円 / 月

○ 届出基準

- 1, 記録された利用者の診療情報等については、連携機関間の協議に基づき、一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
- 2, 診療情報等の共有について、利用者、その家族又は連携機関（以下「参加者」という。）のうち、利用者が同意した者のみにおいて、保管された当該情報の共有がICTを用いて行われるものであること。
- 3, 参加者の範囲を随時設定することが可能であること。
- 4, 参加者が、保管された当該情報について、常時、閲覧・取得を行うことが可能であること。
- 5, 参加者が、常時、必要な診療情報等を共有できること。
- 6, 一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会が公表している「医療情報連携においてSNSを利用する際に気を付けるべき事項」におけるプライベートSNSに係る事項を参考とすること。
- 7, 安全な通信環境を確保するために、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考とすること。
- 8, 当該訪問看護ステーションと利用者の診療情報等を共有している連携機関（特別の関係にあるものを除く。）の数が、5以上であること。
- 9, 地域において、連携機関以外の保険医療機関等が、当該ICTを用いた情報を共有する連携体制への参加を希望した場合には、当該体制を運営する関係者の間で定めた取り決めに基づき、連携体制を構築すること。
- 10, 連携体制を構築していること及び実際に利用者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等について、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に揭示し、揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

○ 連携機関 ※順不同

いろは診療所・そよかぜ在宅クリニック・なかがみ在宅診療所・街のクリニック立川・村山ほしの脳神経・整形外科 在宅クリニック立川・TOWN訪問診療所・中屋薬局 拝島駅前店
中屋薬局 熊川店

令和8年5月28日

医療法人永進会 ユーアイビラ訪問看護ステーション

管理者 吉岡久美